

共同住宅を建築・管理される事業者や管理人の皆様へ（鹿児島市からのお願い）

# ごみステーション設置について

「鹿児島市ごみステーション設置要綱」を改正し、「鹿児島市指定建築物の建築等に係る住環境の保全に関する条例」に該当しない共同住宅についても、同条例と同様、**建築確認申請前(可能な限り、令和8年5月1日以降の申請分から)**に、**ごみステーション設置について、収集担当部署との事前協議を**していただくこととなりましたので、**敷地内への積極的なごみステーション設置に努めていただくようお願いいたします。**

## 今回、お願いの対象となる共同住宅（次のいずれかに該当）

- ・ 地階を除き階数が3階未満
- ・ 戸数が10戸未満
- ・ 平成16年3月31日以前に建設

「鹿児島市指定建築物の建築等に係る住環境の保全に関する条例」に該当しない共同住宅が対象です。

## 敷地内へのごみステーション設置

ごみステーションは入居者の方の生活に密接する大切なインフラです。**敷地内へのごみステーション設置をご検討いただきますようお願いいたします。**  
ごみステーション設置の際は、**収集担当部署との事前協議が必要です。**  
なお、**新築住宅の場合の事前協議は、建築確認申請前**にお願いします。

**敷地内にごみステーションを設置できず、近隣町内会ごみステーションの利用を検討される場合は、町内会と事前に話し合いを行ってください。**

## ごみステーション整備費補助金制度

対象となる共同住宅にごみステーション（ボックス型・折り畳み式）を設置する場合、整備費用に対する補助制度（整備費用の2分の1・限度額5万円補助）があります。

※制度を活用される場合は、設置に係る事前協議の際にご相談ください。

### ボックス型

周囲三方を囲い、屋根及び扉のついた容易に劣化しない耐久性がある材料を使用した構造  
※ 場所によっては設置が出来ない場合があります。

### 折り畳み式

前後・左右等に折り畳むことができ、骨組が容易に劣化しない耐久性がある材質を使用した構造

○事前協議については地域の収集担当部署にお尋ねください

清掃事務所（南部清掃工場・5支所地域除く）：099-238-0201

南部清掃工場（星ヶ峯・皇徳寺除く谷山地域）：099-261-5588

吉田支所総務市民課：099-294-1211

喜入支所総務市民課：099-345-1112

松元支所総務市民課：099-278-2111

桜島支所

郡山支所総務市民課：099-298-2111

桜島総務市民課：099-293-2346

○補助金の申請・相談については  
資源政策課：099-216-1290